



主な内容

- ① 令和6年清瀬市消防団出初式を開催しました
- ② 第2回 まちづくり井戸端会議を開催
- ③ きよせWalkingMapスタンプラリー
- ④ 「物価高騰対応重点支援給付金」(7万円給付金)

発行：清瀬市 編集：経営政策部シティプロモーション課 〒204-8511 清瀬市中里五丁目842 ☎ 042-492-5111 (代表) FAX 042-492-2415 メール：kouhou@city.kiyose.lg.jp

いま、災害に備えよう

1月1日に石川県で発生した「令和6年能登半島地震」では、多くの方が被災され、大きな被害がありました。現在でも多くの方が避難生活を送っていらっしゃると思います。災害はいつ起こるかわかりません。だからこそ、いま、災害への備えを始めましょう。

☎防災防犯課防災防犯係 ☎042-497-1847

1. 避難場所や避難経路を確認しましょう

「清瀬市防災マップ」を活用して、自宅がある地区の避難所・集合場所がどこなのか、そこへ安全に行くためにはどう行けばいいのかを確認しておきましょう。



「清瀬市防災マップ」

「防災マップ」には、市内の指定避難所や指定緊急避難場所、給水拠点、救急病院などを記載しています。「清瀬市防災マップ・洪水ハザードマップ」は市内公共施設の窓口で無料配布しています。

避難所に行くだけが「避難」ではありません

避難とは「難」を「避」けること。安全確保を最優先し、避難所だけでなく、安全な場所にある親戚や知人宅への避難も検討してください。自宅が安全が確保されている方は、避難所に行く必要はありません。



2. 家具類の転倒、落下、移動防止対策を！

家具類の転倒、落下、移動防止対策を徹底しましょう。

☎清瀬消防署 ☎042-491-0119

【家具類の転倒・落下・移動がもたらす「3つの危険」と対策】

◆「けが」の危険

地震によって倒れた家具の下敷きになったり、上から物が落ちてきたりしてけがをすることがあります。ベッドに家具が倒れてこないように設置する、重いものはできるだけ低い場所に収納するなどの工夫をしましょう。



◆「火災」の危険

家具などが倒れることで、ストーブの近くにあったものに火が着き火災が発生することがあります。近くにある家具などから物が落ちてこないようレイアウトを工夫しましょう。



◆「避難障害」の危険

地震により転倒した家具が扉や窓をふさぎ、逃げられなくなることがあります。出入口付近や避難経路には家具を置かないようにしたり、家具を置く向きを工夫したりしましょう。



地震だ！ 必ず身の安全を確保！

してありますか？

家具類の転倒・落下・移動防止対策

対策の方法は、東京消防庁ホームページに掲載されている「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を参考にしてください。

東京消防

東京消防庁

3. 日常備蓄をしましょう

日常備蓄とは、日ごろから自宅で利用しているものを少し多めに購入しておくことで、発災時にも自宅で当面生活できるようにするものです。食料や水を最低3日分（できれば1週間分）を備蓄しましょう。



日常備蓄について詳しくはこちら



災害時に特に必要なもの

カセットコンロ・懐中電灯・簡易トイレ
・充電式ラジオ・給水用容器など

「令和6年能登半島地震」の被災地に市職員を派遣

被災地・被災者の方々への市独自の支援として、1月17日から石川県能登町に市職員を派遣しています。

現地では、罹災証明に関する業務など現地のニーズに応じた業務に従事しています。

被災家屋の情報を整理する清瀬市職員